

敷地内全面禁煙ご協力のお願い

平成24年4月1日から、大治町スポーツセンター敷地内で喫煙はできません。

大治町スポーツセンターでは、健康増進法第25条(受動喫煙の防止)を遵守し、当センター敷地内での喫煙を禁止します。

当センター敷地内は、屋外であっても毎日子どもの立ち入る場所です。このような公共的な空間では、受動喫煙のための配慮が必要との通知(平成22年2月25日付けの厚生労働省健康局長通知)をも考慮し、センター利用者の健康増進の観点から受動喫煙防止の取組を積極的に推進するため、従来の建物内禁煙と併せて敷地内禁煙を実施するものです。

皆様のご協力をよろしくお願いします。

(健康増進法)

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(平成22年2月25日付け厚生労働省健康局長通知抜粋)

法第25条の規定の制定の趣旨

受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかとなっている。本条は、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととし、これにより、国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取組を積極的に推進することとしたものである。

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

受動喫煙防止措置の具体的方法(施設・区域における受動喫煙防止対策)

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。